

社会福祉法人愛恵協会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛恵協会の役員並びに評議員選任・解任委員等の報酬及び旅費について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは理事、監事並びに評議員をいう。

(役員等の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席した時には、次の報酬を支払うものとする。
なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

	報酬(1回)	備 考
理事会出席報酬	10,000円	旅費を含む

2 評議員が評議員会に出席した時には、次の報酬を支払うものとする。
なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

	報酬(1回)	備 考
評議員会出席報酬	10,000円	旅費を含む

3 評議員選任・解任委員が委員会に出席した時には、次の報酬を支払うものとする。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

	報酬(1回)	備 考
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円	旅費を含む

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長の勤務報酬は、1ヵ月220,000円(2,200円×100時間相当)とし、必要に応じ実費費用弁償を支払うことができる。

2 会長の勤務報酬は、1ヵ月22,000円(2,200円×10時間相当)とし、必要に応じ実費費用弁償を支払うことができる。

3 相談役の勤務報酬は、1ヵ月44,000円(2,200円×20時間相当)とし、必要に応じ実費費用弁償を支払うことができる。

4 理事(理事長、会長、相談役及び業務執行理事を除く)が理事会の日以外の日において理事長の命を受けて法人運営のための業務にあたった場合は、1時間あたり2,200円の報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

5 評議員が評議員会の日以外の日において理事長の命を受けて法人運営のための業務にあたった場合は、1時間あたり2,200円の報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

6 監事が理事会の日以外の日において理事長の命を受けて法人運営のための業務にあたった場合は、1時間あたり2,200円の報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

7 評議員選任・解任委員が選任・解任委員会の日以外の日において理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、1時間あたり2,200円の報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

8 第三者委員が理事長の命を受けて法人のための業務にあたった場合は、1時間あたり2,200円の報酬及び実費費用弁償を支払うことができる。

(旅 費)

第5条

役員等が、法人業務のために出張する場合は社会福祉法人愛恵協会旅費規程に基づき支給することができる。

(改 正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は平成29年4月1日より適用する。

令和3年4月1日 変更

令和4年4月1日 変更

令和7年7月1日 変更